

平成30年9月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年9月12日（水）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成30年9月12日（水） 午前 8時59分
散 会 日 時	平成30年9月12日（水） 午後 3時22分
委 員 長	金子 雄一
副 委 員 長	永沼 博昭
委 員	中野 昭                      竹田 悦子                      坂本 晃 野本 恵司                      矢島 洋文
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 8 0 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 8 4 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 中島 章男

秘書室副室長兼秘書課長  
佐々木紀演

(企画部)

企画部長 榎本 智

企画部副部長兼総合政策課長  
齊藤 隆志

総合政策課副参事 谷 広明

企画部参事兼財政課長  
小林 宣也

情報システム課長 野口 高志

企画部参事兼危機管理課長  
田島 盛明

(総務部)

総務部長 根岸 孝行

総務部副部長 山崎 勝利

総務課長 木村 勝美

総務部参事兼職員課長  
藤崎 秀也

職員課副参事 関根 正

契約検査課長 堀越 延年

自治文化課長 沼上 勝

吹上支所長 吉田 憲司

川里支所長 春山 一雄

会計管理者 宮澤 芳之

会計課長 高子 英江

監査委員事務局長 笹野 一郎

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。中野昭委員と坂本晃委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。本委員会に付託されました案件は、議案第80号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分、議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第84号の一般会計決算認定については、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後質疑を行い、その後討論、採決の方法で進めたいと思います。また、議案審査終了後、視察研修について検討を行いたいと思います。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第80号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(矢島) 1件だけお伺いします。

13ページ、前年度繰越金ですが、いたずらに翌年度に繰り越すべきではないということを再三私のほうで指摘をさせていただきましたが、今回どのような努力をしたのかお聞かせください。

(企画部参事兼財政課長) 繰越金につきましては、18億5,000万ということですが、その内訳としましては歳入の予算に対する超過分が約6億

3,000万程度出ております。それに対しまして、歳出側の不用額、予算に対しまして12億2,000万程度が出ております。その結果としまして、合計しますと18億5,000万という繰越金が出たという形になっております。努力というお話だったのですけれども、歳出側の不用額で申し上げますと、平成28年度の決算を見ますと不用額自体は13億5,000万円程度出ております。それに対しまして、29年度の不用額が12億2,000万程度ですので、そういった意味で1億以上、不用額自体は減ることができたのかなと思います。

また、大きな特徴としまして、平成28年の歳入が非常に予算が割れたという結果がございます。これ平成28年の2月にマイナス金利が導入された影響を受けまして、各種利子割交付金ですとか、そういった歳入の交付金系が軒並み予算を割れたということで、予算に対する歳入の超過額が1億5,000万しかなかったのです。それが6億3,000万、29年度出たということで、18億5,000の繰越金が発生したという形になっております。以上でございます。

(竹田) 申しわけない。私、議会運営委員会的时候に、議案第80号で資料請求させていただいて、自分の所管のところは当日出していただくということでお願いしてあったのですけれども、ちょっと出ていないものですから、あえて聞かせていただきたいと思います。

総務部のほうはまた改めてお願いしたのですけれども、企画部のほうは改めてちょっとお願いしなかったものですから、ちょっと意思疎通が足りなかったのかなと、決算に関する多分資料もそういうことでは出ていないのかなと思ったので、自分の所管するところは資料請求をした場合当日出していただくというのが議運の確認だったというふうに思っているものですから、ちょっとそこら辺はもう一度確認をさせていただきたいと思います。

そういうところでいうと、議案の80号の普通交付税が61億1,399万9,000円で、約4億1,399万増額になっています。そういうところでいうと、いわゆる基準財政需要額と収入額と、その差額分が入ってくるのだと思うのですけれども、ふえた要因と、それらについてお尋ねをします。

(企画部参事兼財政課長) まず、基準財政需要額ですが、伸びた主な要因としましては、社会保障経費、主に社会福祉費と言われているもの、それと保健衛生費、それと高齢者保健福祉費というのがございまして、65歳以上に対するもの、あるいは75歳以上に対するものというような対象があるのですけれども、これらが総じて伸びたと。それとあわせまして、合併特例債の償還分がかなり算入されたということで、結果的に予算以上に交付税が確保できたという結果になっております。

以上です。

(竹田) いや、金額も。だから、資料請求では基準財政需要額と収入額とがどうなのとちょっと資料請求しているのですけれども。

(企画部参事兼財政課長) それでは、基準財政需要額について申し上げます。190億4,468万1,000円です。棒読みで言いますと、19044681千円です。そのうちの合併特例債に関しましては、16億328万4,000円です。棒読みで言いますと、1603284千円となります。それに対しまして、基準財政収入額ですが、131億1,224万3,000円となります。棒読みで言いますと、13112243千円となります。

以上でございます。

(竹田) ふえた要因として、先ほど社会保障費の問題とか、保健衛生費65歳以上とかいうことと、あと合併特例債の償還分がかなり入ったということで、約16億328万4,000円ということであれですけれども、そういう中で平成29年度の決算との関係でいうと、さっきの29年の決算との関係はちょっとクリアします。平成32年、平成32年というのは基本的にもうないと思うのですけれども、2020年は最高の合併特例債の償還年度というふうなことで、ちょっともう一度解釈しておいていいのかどうか、この辺を確認したいと思います。

(企画部参事兼財政課長) 平成32年と今おっしゃっていませんか。

(竹田) 平成32年ってなくなるのよね。平成は来年でなくなるから。2020年が合併特例債の最高の償還年度でいいのかどうかちょっと確認。

(企画部参事兼財政課長) 平成32年で合併からちょうど15年がたちます

ので、合併特例債の発行可能期限というのは32年度までという形になります。

（竹田）それとあわせて、32年までは基本的には全額活用することを考えたときに、償還していく金額のいわゆる最高に達する年というのは、2020年でよいのかどうかということを確認したいと。

（企画部参事兼財政課長）今のところ、平成32年がピークというよりは、平成30年から向こう5年間で今のところは償還のピークということで考えております。

（竹田）30年というのと、今年度から5年間は返済のピークに達していくということで、今一生懸命減債基金なども基金として積み立てているのだというふうに思うのですけれども、そういう点からいうとちょっと財源確保というところではどうなのでしょう。全体として。歳出をどう確保するかということと、収入をどう確保するかということと、先ほどあわせたいわゆる扶助費の部分もふえているということでは交付税も全体としてはふえているというふうに考えるのですが、ちょっと市民生活への影響というのは減債基金で賄っていくという考え方でいいのかどうか、そこら辺だけちょっと確認。

（企画部参事兼財政課長）扶助費がかなり伸びているというお話なのですけれども、扶助費は全てか単費ではございませんので、国庫の補助金が入ってきて、残りを要は一般財源で補うような形になっています。減債基金のお話が出ましたけれども、今30年から34年が償還のピークということで、今まで約15億円積み立てたものを計画的に取り崩して充てていくことまず財源対策をします。それと、財調のほうも標準財政規模の10%程度はキープしておりますので、そういった財源を当初予算なりで投入をして当初予算を編成していくという形で財源は確保できていくものと考えております。

また、各種施設の建設等もこの後見込まれていますが、それらに関しましては特定目的基金ということで、基金の積み立ても同時に行っておりますので、そういった後年度の負担を見据えて基金も積み立てていると、そういうような財政運営を行っております。

以上です。

(竹田) 財政調整基金繰入金は今回減額補正をして、基本的に決算書見ると約十……財調の金額が減らしたということは、年度末で財政調整基金が118億、財政調整基金181億……

(何事か声あり)

(竹田) そうだね。18億1,881万……財政調整基金、25億ですよ、25億。そのプラス11億減らしたということは、36億。

(企画部参事兼財政課長) 年度当初に12億円取り崩しをしております。今回6月補正で一度1億円戻しました。今回残りの11億戻しましたんで、この予算が通れば合計で約25億1,000万程度の財政調整基金に戻るといいう形になります。

以上です。

(竹田) 今回財調に積み増ししましたけれども、市民要望の中で全体の中ではやっていると思うのですが、補正予算の中全体で計上しなかったいわゆる市民要望というのはこの中にあるのでしょうか。

(企画部参事兼財政課長) 担当課の予算要求に対しましてヒアリングをした結果、双方で合意をした上で予算が整っておりますので、基本的にその中に市民要望があったかどうかというのはちょっとよくわからないですけれども、基本的には必要なものを予算措置しているという形でご理解いただければと思います。

(竹田) あと、済みません。27ページの消防水利で、緊急性の高いものについて工事をしているということで、今回本当に台風といい、地震といい、いつやってくるかわからないという状況の中で、この残っているいわゆる活断層ではない部分にも、今回の北海道のところという活断層ではないところでも震度7の地震が起きたということで非常に警戒しなければいけないと思う。緊急性の高いというふうにご説明いただきました。ということは、緊急性のあるものというのは、そのほかにどのくらいがあるのかちょっとお尋ねをしておきます。

(企画部参事兼危機管理課長) 8月20日現在の数字になるのですけれども、修繕が必要と言われているものが全部で131カ所ございます。その中



で、今回補正のほうで上げさせていただきましたのは、特に緊急性の高いところ、そこをピックアップして、緊急に措置が必要ということで補正予算のほうを組ませていただきました。

(竹田) ……

(企画部参事兼危機管理課長) こちらのほうにつきましては、実際工事のほうをする段階にならないとはっきりした金額出ないのですけれども、大まかにこれまでの傾向からしまして平均で1基70万で見えておりますので、10カ所分取り急ぎ必要なところを予定させていただいております。

(竹田) ということは、先ほど担当課と調整した結果、今回の補正予算になりましたというご説明で、それは担当課も納得しているということの説明だったのですけれども、今のお話を聞くと緊急性の高い10カ所分ですよね。それで131カ所あるということ考えたならば、今後のご相談にもなると思うのですけれども、10カ所というところのような計画で1点はやろうとしているのか。その点でいうと、例えば予備費に回したり、基金に積み立てるというよりも、どういう地震、どういうふうにも水防水利として耐えられるかというのはありますけれども、お水が来なければ水利も役に立たないのですけれども、それらも含めたときにもっと私は予算措置をすべきではないかというふうに考えますが、まず担当課から今後の計画、それとあとあわせた財政当局とどう調整していくかというの、ちょっとお考えを示していただきたいと。

(企画部参事兼危機管理課長) 消防水利、特に消火栓のほうの修繕につきましては、水道課のほうに依頼をかけた上で、水道課のほうから工事発注という形で行っております。そうしますと、業者のほうのやはり作業ということになりますので、原課として130カ所を全てできればそれにこしたことはないのですけれども、業者のほうがそこは厳しいところがあると。年間二、三十カ所ぐらいが限度ではないかということによっておりますので、来年以降そのような形で計画を立てて進める予定で考えております。

(竹田) 今回の消防施設費で3,974万2,000円が700万計上されています。

そういう点からいうと、さっきの年間二、三十件というペースがこの補正前の金額も含めて確保されているというふうに理解してよいのかどうか確認をします。

（企画部参事兼危機管理課長）担当課といたしましては、今後もそのように予定のほう立てて計画的にやっていきたいと思っております。

（企画部参事兼財政課長）計画的にこれから修繕を行っていくということですので、こちらも財源的に可能な限り手当てをして、適切な予算規模で予算をつけていきたいというふうに考えております。

（竹田）続いて、同じページの備品購入費で、防災予備費で302万4,000円の補正がされています。地震があったときに物を運ぶ体制までいかないというのが今回道路が寸断されたりとか、道路機能がやられてしまって、例えば職員自身も被害者、災害に遭った人たちなので、職員自身もなかなか現場に駆けつけることができなかったというのが本当にいろいろ考えると大変だと。だから、逆に言えば身近なところで防災備品が地域の人たちで調達できることが私は一番大事かなというふうに考えますが、今回の防災予備費の302万4,000円のまず内訳。それと整備率とか内容についてもあわせて教えていただきたいと思えます。

（企画部参事兼危機管理課長）今回計上いたしました備品購入費につきましては、その上にある危機管理型水位計、こちらのほうの購入費用となっておりますので、一般的な防災用備品という形ではなく、水位計そのものを買う費用ということでご理解いただけたらと思えます。

（竹田）わかりました。いわゆる危機管理型水位設計監理業務委託の備品だということで、河川の本当に氾濫で危険水域に達した場合ちゃんと知らせるといふことも含めたいろいろなところでのあれだと思っておりますけれども、ちょっと申しわけない、防災備品に限って言うと、例えば防災倉庫があって、例えば毛布がどのくらいあるとか、非常食が何食あるとかというのをちょっとちなみに補正が出される前の直近の情報がもしあれば教えていただきたいと。

（企画部参事兼危機管理課長）今のご質問、防災倉庫の中に入っているもの、数ということによろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(企画部参事兼危機管理課長) 少々お待ちください。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9 時 2 9 分)



(開議 午前 9 時 3 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) 済みませんでした。防災用備品ということではちょっと大事ななと思ったものですから。

それとあと、あわせてちょっと、危機管理型水位だから、これはお水のところで危険水域に達した場合早急に知らせるということで、では達しましたということを中心に市民に知らせるのは避難勧告、避難指示とかいうことで知らせますけれども、今最近のちょっと災害でわかったのは大雨が降るとみんな雨戸を閉めてしまう。雨戸を閉めて、風が強いと雨戸を閉めていて、そういう中で聞こえてこないのではないか、だから危険な中であえて避難することは必要ないと思うのだけれども、危険水域に達しましたと、近隣の皆さん避難をしてくださいと、せっかくお知らせしても雨戸を閉めていたためによくわからなかったということもあり得るのではないかとちょっと考えるのですが、それらへの対応というのは担当課としては防災無線が聞こえないということも含めてどんなふうにちょっと今後対応策は考えられるか伺っておきます。

(企画部参事兼危機管理課長) 委員ご指摘のとおり、どこの災害でも、場所でもやっぱり雨の音でかき消されて聞こえないとかいう話は聞いております。水害の場合には、地震と違いまして、発災前に、災害が発生する前に川の水位の上昇とか兆候とか、そのようなものが見られますので、担当といたしましてはなるべく早く、1日、2日前でもいいかなというところではあるのですけれども、早目に避難情報のほうを発令させていただきまして、危険が及ぶ前、または雨風が強くなる前、その避難を呼びかけていきたいと思っております。その方法といたしましては、まず一般防災行政無線、広報車に始まりまして、よくテレビのデータ放

送で避難所情報とかあるかと思うのですけれども、ああいうテロップで掲示するとか、またフラワーラジオのほうと協定のほうを結んでおりますラジオで流していただくとか、また携帯電話会社のほうからエリアメールということで鴻巣市域にいる方には全て自動的に発信されますので、そのようなさまざまな一応方法を使って市民の皆様、また市内にいる皆様に伝達をしていこうと考えております。

（竹田）早目早目の準備が必要だと、特に西日本豪雨災害の問題ではここまで来るだろう、来ることはないだろうと個人的な判断で避難がおくれたという例もあるだけに、早目早目にやっていただくということも含めて、そうした中でテレビとか、停電になってしまえばテレビも聞こえないとか、ラジオがあればと思うのですけれども、そういう点で言うとフラワーラジオの届かないエリアってありますよね。そこら辺のはどうなのですか。携帯もエリアメールで教えていただいて避難をすることも含めたときに、ラジオもだから防災、FM、フラワーラジオのちょっと対策って何か考えておられるのでしょうか。周波数を、もっと出力をふやすということはできるのかどうかも含めてお尋ねをしておきます。

（秘書室副室長兼秘書課長）済みません。こちらにつきましては、秘書課のほうから答弁のほうさせていただきます。

今こちらの業務委託でフラワーラジオ、ラジオ広報こうのすを流させていただきますているのですが、その中でやはり委員ご指摘のとおりエリアが広いので、地域によっては、地区によっては聞こえない箇所があるというのは把握しております、それで実際フラワーラジオのほうと特に災害のときにはどうするのだという話がありましたら、大きな災害になった場合には本来電波の関係は国のほうの管轄になっているのですが、そういった場合には市町村長のほうに権限がおりてきて、決められた出力以上のものを緊急な場合は上限外して流せるということ聞いておまして、その部分は対応は大丈夫だというふうにフラワーラジオの担当者のほうと打ち合わせの中ではそういったお話を聞いております。

以上でございます。

（坂本）危機管理課のところでは水位計、これ7基と言ったのだけ。こ

れ7基だと単価そんな高いものではないけれども、40万ちょっとぐらいか、それで我々水位計というと川の中に立っているああいうものかなという印象あるのだけれども、それについてはどうなのだろう。

（企画部参事兼危機管理課長）現在予定しておりますのが、超音波式ということで、水に向けて超音波を發して、そのはね返り、それで距離を判断するというもので考えております。また、水位計そのものにつきましては、備品だけ国のほうの運用協議会のほうで共同購入できる形になっていますので、単価的にも比較的安いことになりますので、それを購入することに予定しています。

（坂本）7カ所ということになると、市内を流れている川だと一番問題なのは元荒川と、荒川のほうのそれはもうそういう状況になって、鴻巣で考えるやっぱり野通川とか元荒川というふうになるのだけれども、これは全て元荒川につくということなのかな。

（企画部参事兼危機管理課長）検討した中で、道路課、下水道課のほうの担当とも意見調整しまして、元荒川だけではなく、それ以外の場所ですと野通川につながります県道内田ヶ谷線のゴルフ場の一番南側ですか、県道の上郷橋という橋があるらしいのですけれども、幾つかゴルフ場の西側から流れてくる用水と裏から来る用水と合流して、その下流部で野通川に流れ込むという場所らしくて、その水位が上がることによって全ての水が集まってくる場所なので、参考になるという道路課のほうのご意見いただきましたので、野通川につきましてはそちらのほうを考えております。

あと、吹上地域内で富士見橋、こちらのほうは1号排水のほうのもとになっているのですけれども、その橋につけることによって排水路の水位の上昇の確認がとれるということで、下流部、末端部のほうでふえる前に対策を考えられるということで、元荒川以外にはその2カ所を予定しております。

以上です。

（坂本）元荒川はずっと吹上からこっちまで来ている中で、大体どの辺というのはもう考えているんでしょう。

(企画部参事兼危機管理課長) 上流部からいきますと、一番鴻巣市域の上流部、新宿橋というところあるのですけれども、そこから始まりまして、前谷落としとの合流の水鳥橋、その下流部になりますと渋井橋付近、あそこも行田の野のほうからの用水と合流する地点になりますので、あと県のほうの水位計のほうが安養寺堰のほうにはついておりますので、その下流部ということで、中斉橋、あと一番最下流部になるのですが、こちらのほうが県道についております四郎兵衛橋とお読みするのかわからない、樋口米穀の近くなのですけれども、以上最上流部から最下流部まで水の水位を監視しようと考えております。

(野本) では、6ページの債務負担行為補正のデータ入力業務委託が30年、31年度と予定されておりますけれども、これについては具体的にどんな中身なのかというのをまず伺わせてください。

(情報システム課長) 具体的な業務で申し上げますと、こども未来課のこども医療費支給申請書、ひとり親家庭等医療費支給申請書、あとは健康づくり課で申し上げますと、各種予防接種の通知でありますとか、健診の通知であります。あと、福祉課で申し上げますと、重度心身障害者医療費の請求書と後期高齢者分の重度心身障害者医療費請求書となりまして、あと資産税課で申し上げますと、償却資産の通知等になります。以上でございます。

(野本) この業務に関しては、傾向としては入力委託の件数というのはふえていく傾向にあるのか、それとも減っていく傾向にあるのか、その辺を伺わせてください。

(情報システム課長) 昨年度、29年度の債務負担行為でお願いしたときも、仕様書につきましましてはデータ入力件数につきましましては約17万3,000件で見積もりを行っております。今回債務負担行為でお願いしました件数、17万5,000件で見積もりを出しておりますので、増加の傾向となっております。

以上でございます。

(野本) では、続きまして27ページの一番下の危機管理、ただいま坂本委員が質問されました水位計の部分で、どのようなところについていく

というところはわかりました。実際その運用、活用についてはどのように、どのくらいになったらどう動くということは決められているのかどうか、その辺を説明願いたいと思います。

(企画部参事兼危機管理課長) まず、今回危機管理型水位計ということで、危機管理に特化したものを設置させていただくわけですが、国土交通省のほうで危機管理型水位計運用協議会というものを構成しております。鴻巣市もそちらのほうに加入のほうをしております。こちらのほう加入することによりまして、危機管理型水位計のシステムというのが携帯電話のSIMカードがあるかと思うのですけれども、それを使ってのデータ転送というシステムがありまして、そのデータが運用協議会のほうのサーバーに届くこととなります。そうしますと、皆さん市民の方も私たち職員もインターネット画面でその川の水位の情報というのを手に入れることができますので、水位の上昇が見られてきたらそれを見て現地に行かずにその分早く対応はできるということになります。実際の職員の運用につきましては、これから設置して、その水位の上昇ですか、最上流部が上がったときにどの程度の時間を置いて仮に安養寺堰まで届くのかとか、最下流部までかかるのはどのくらいかかるのかとか、それを一回検証する必要があると思いますので、その後職員の体制につきましては参考にしていきたいと考えております。

(野本) そうすると、これまではどのようにしていたのがこうなるということになるのか教えていただきたい。

(企画部参事兼危機管理課長) これまではデータというものがないので、やはり台風等で増水があった場合には担当班のほうが出動しましてパトロールをすることによって、目視によって橋の桁下何メートルぐらいおおそ来ているとか、土手の縁から何メートル何センチぐらいまで来ているとかいうようなことをしなくてはいけないと。今までは事故ございませんでしたけれども、仮に増水がぎりぎりまで来たときに、それを見に行ったときに職員が落ちてしまうとかいう危険もありますので、それを回避するためにも今回入れようと思っております。

(野本) 今回設置する7カ所でその全てがとってかわることができるの

か、それとも今後もう少し設置する必要があるのかどうか、その辺はどう考えていますでしょうか。

（企画部参事兼危機管理課長）現在のところは、先ほど説明の中でもちよっと加えましたけれども、用水等の合流地点に近いところ、それらを一応ピックアップした形になっております。これで一応運用してみまして、もし不足しているところがあればまた追加で検討もしていかななくては行けないかなと思いますけれども、現在のところはほぼ網羅できているかなという認識でおります。

（野本）たまたま私が去年の……去年でしたっけ。台風が……

（何事か声あり）

（野本）ええ、水がちょっと。10月の台風のとくに夜中に走った範囲の中では、笠原大橋の手前のカーブするあたりなんかはほぼあふれかけていたように思ったのです。今説明の中にはその場所はなかったのかと思いますけれども、もしかしたらあの道路を越水しているかもしれないな、その時間によっては、その反対側は田んぼだから、田んぼに流れ込んでいった可能性もあるのではないだろうかという気がします、その場所が入っていないというのはどういうことだったのでしょうか。

（企画部参事兼危機管理課長）まず、今回予定しておりますのが先ほど説明した超音波式ということで、橋の欄干につけるタイプになります。そうしますと、やはり近くに橋がないとまずつけることができませんので、ほかにも越水が危険なところあると思うのですが、そのの現地につけることができないので、その上流部、下流部で設置することによって水位の上昇を把握したいと考えています。

（中野）それでは、6ページ、債務負担行為補正ですが、広報かがやき印刷業務についてですが、これ現在……

（済みません、マイクの声あり）

（中野）アサヒ印刷（P.18「株式会社アサヒコミュニケーションズ」に発言訂正）だと思っているのですが、間違いはないかどうか。

（秘書室副室長兼秘書課長）アサヒ印刷（P.18「株式会社アサヒコミュニケーションズ」に発言訂正）でございます。



(中野) アサヒ印刷(P.18「株式会社アサヒコミュニケーションズ」に発言訂正)というのが、私もいろんな印刷会社あれですが、高いのです、比較的。今回の債務負担行為で2,815万4,000円でこれ税抜きですか、税込みだと3,040万6,000円ぐらいになるのかな、税入れると。実際29年度のこの決算額を見てみると、これ2,858万5,000円なのです。その辺の決算額、29年度の決算額が2,858万5,000円と出ているのです。この決算資料で。決算ね。そうすると、お聞きしたいのは、これ指名競争か何かやっているのか、随契やっているのか、まずそこを伺います。

(秘書室副室長兼秘書課長) 広報かがやきの印刷請負業務でございますけれども、実は平成28年度までは随意契約で契約をしておりました。29年度から指名競争入札を行いまして、ただ29年度の場合、前年度に債務負担行為をしていなかったものですから、当初の4、5月の2カ月分は随意契約で行って、29年の6月号から翌年の3月号までの10カ月、これを初めて指名競争入札にしました。30年度は、昨年12月議会の補正予算で債務負担行為をとりまして、30年4月から丸々1年間の入札での契約を行っております。

以上でございます。

(中野) その場合、入札についてもいろんな方法がある、一例でいえば指名競争入札が有名なのですけれども、その入札に関してのデータ資料というのはそのときこの債務負担行為を組むときの2,815万4,000円ですか、その指名競争入札のしているデータはいただけますか。どういう業者が入ってきているのかちょっと私わからないので。例えばアサヒ印刷(P.18「株式会社アサヒコミュニケーションズ」に発言訂正)入っているのはわかっているけれども、そのほかにどういう印刷会社入っているのか。その落札価格がどうなのかということ、要するに建築、土木と同様に知りたいわけですか。というのは、私がかねがねここは高いというふうにイメージを持っているものですから、税金という点で言えばやはり比較的同等程度の技術を持っていて、なおかつ安ければそれが一番いいわけですから、その辺のことを念頭に置きたいために今言った資料提出のことについていかがかお聞きします。

(契約検査課長) 毎回議会のときに皆さんにお渡ししております結果表、これ500万円以上のが出ておりますので、多分広報も入っているかと思うのですけれども。

(中野) それは、きょう持ってきていませんけれども、毎定例会ごとに出ますよね。それを私も見ているのですが、どっちかというところと建築、土木を中心にしているのですけれども、今いつの日に出ているかちょっと私わからないので、その分だけちょっとコピーでもいいのですが、いただきたいのですが、いかがですか。

(契約検査課長) 用意ができますので、お渡しをしたいと思います。

(中野) 次に、これは私が聞き漏らした部分があるので、ちょっと再度確認したいのですが、27ページの災害支援体制整備事業の中で超音波式だと、今回ののが、7基ということですから、そうするとこれは先ほどの説明の中で1号排水路の富士見橋、私の近くなのですけれども、富士見橋のところへ設けるということになると、確認なのですが、7基のうち1基だけで、あと6基は全部さっき言った元荒川の流域というふうには受け取っていいのかどうか。要するに逆に言えば元荒川以外のものについてはこの1号排水路、この富士見橋という……

(何事か声あり)

(中野) 野通川があったか、失礼した。そうすると、今言った5カ所か。そういうことで確認がいいのかちょっと伺います。

(企画部参事兼危機管理課長) そのとおり各場所1基ずつ設置ということで、富士見橋にも1基つけて野通川のほうに1基、元荒川に5基を予定しております。

(中野) 了解です。

(企画部参事兼危機管理課長) 先ほど竹田委員のほうからの備蓄物資の関係の資料のほうそろいましたので、ご説明させていただきます。鴻巣市のほうで備蓄おります備品等につきまして、主なものを数のほうをさせていただきます。まず、食料関係、アルファ米とビスケットを備蓄しておるわけですが、こちらのほう両方合わせておおよそ3万9,500食ございます。粉ミルクのほうにつきましても、こちらのほうランニング

備蓄ということで、保育所で使っていただきながら、常に備蓄のほうをキープするというやり方をしておりますが、そちらのほうについても各保育所のほうで1缶ずつキープのほうを毎回しておりますので、それを災害時には使うという予定でおります。そのほかに、仮設トイレ等のトイレ関係につきましては、3,000基ほど、ポータブルを入れまして3,000基ほど備蓄しております。そのほかに避難所に避難された方が使う毛布がありまして、毛布につきましては3,500枚ほど現在市内で備蓄しております。停電に備えまして、発電機につきましては全て入れまして80個ほどあります。投光器につきましては、74基ほどございます。そのほかに東日本大震災のときにも配布のほうさせていただいたブルーシート、こちらのほうにつきましては現在約500枚程度。また、地震等で瓦れき等を入れるがら袋、こちらのほうが必要になった場合に備えて2,000枚ほど、そのほかに細かいものでいきますとろうそくが5,000個とかいう形で現在備蓄しております。そのほかに救助資機材ということでチェーンソーとかバール、のこぎり、そのようなものを、数はそんなにはないのですけれども、備蓄しておりますので、一応鴻巣市としてはそのようなものを現在備品購入して、また備蓄品のほうを購入いたしまして保存しております。

以上です。

(何事か声あり)

(企画部参事兼危機管理課長) お水のほうにつきましては、現在飲料水メーカーのほうとの協定によりまして、鴻巣市の持ち物ではないのですけれども、メーカーさんのほうが万が一のときに届ける時間を省くためにということで、お預かりしている形になるのですけれども、その分につきましては現在500ミリペットボトルで2,400本お預かりしている状態で、こちらのほうにつきましては期限が切れる1年前にメーカーさんのほうで全て総取っかえしていただいて、常に2,400本はすぐに配れる状態になっております。それ以外のものにつきましては、連絡すれば、もちろん道路等の事情あるかと思うのですけれども、可能な限り近くの営業所、または倉庫のほうからすぐに届けていただくような協定のほうを何

本が結んでおりますので、その間に調達できるものと考えております。  
以上です。

（中野）災害のとき人によって違うのだけれども、私は災害起きたら3日間自宅で、自分の家で備蓄していれば、あとは救助が入ってくるというふうに私は教わっているのですけれども、少なくとも今言われたアルファ米を含めたそういった備品、非常時の備蓄品、これは鴻巣市としては大体何日分ぐらい、あるいは何人分ぐらいという想定しているの。

（企画部参事兼危機管理課長）日数につきましては、委員おっしゃるとおりうちのほうも一応地域防災計画のほうで個人が3日、国と市で3日ということでありますので、日数でいきますと1.5日分、人数については現在正確な数字ではないのですけれども、被災者、また帰宅困難者、災害従事者含めまして3,000人分程度（P.18「約9,000人」に発言訂正）のものを予定していたようなことになります。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（竹田）今回の補正の中の6ページの中のデータ入力業務委託の中に、重度心身障がい者の所得制限をつけるというのを来年の1月からということで、それらも含めたデータ入力の委託料になっている。そこの住民にとれば不利益な部分が含まれている予算なので、反対いたします。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）それでは、ほかに反対または賛成討論ありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第80号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)



(開議 午前10時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

危機管理課長のほうから発言の訂正を申し出がありましたので、許可いたします。

(企画部参事兼危機管理課長) 先ほど備蓄物資のご質問の中で想定人数3,000人と申し上げたのですけれども、申しわけございません。帰宅困難者まで含めまして約9,000人分で、そのうち帰宅困難者の分につきましては1日分の備蓄物資を確保しておりますので、申しわけございません。訂正しておわび申し上げます。

(秘書室副室長兼秘書課長) 先ほどの広報の印刷業務の請負業者名のところで、アサヒ印刷というふうに答弁をしてしまったのですが、お手元の入札結果表にあるとおり、株式会社アサヒコミュニケーションズが正式な名前でございます。よろしく申し上げます。

(委員長) 資料はお手元に渡っていると思えますけれども、よろしく申し上げます。

ただいまの訂正等につきまして、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

次に、議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳入について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 22ページ、お願いします。上から2つ目の自動販売機等の設置使用料で、川里支所長に聞くのはどうなのかなと思うのですけれども、先ほどの説明の中で郵便ポストの設置の使用料ここに含まれているとい

うことによろしいのでしょうか。

(川里支所長) 敷地内に郵便ポストが1基県道沿いにございまして、そちらのほうで1台560円ということで年額入っております。

以上です。

(矢島) 恐らく市内の公共施設等、施設内に郵便ポストを設置されているケースがあるかと思うのですが、これをどこかで全部把握している部署というのはあるのでしょうか。どこに。誰がどうやって把握しているのか。それぞれの部署でないとわからない。例えば、ではこの公民館にはあるのと聞いたら、そこの公民館に聞かないとわからないということによろしいのでしょうか。誰に聞いていいかちょっとわからないのですけれども。というのは、郵便ポストの設置に使用料を課するというのはいかなるものかなと思っただけで。例えば非課税のそういう規定も多分ないのでしょうし、減免の規定もないのでしょうかけれども、それに使用料を課するというのはいかなるものかな、それを川里支所長に聞くのもいかなるものかなと重々わかっているのですけれども、やっぱりかなり公共性が高いもので、例えばご高齢の方、体の不自由な方というのは近くに郵便ポストがあるというのは非常に助かると思います。ただ、いたずらにポストをふやしても集配人の方に過重な労働を課すだけになってしまう場合もあるので、難しい問題なのですけれども、とりあえず使用料を課すということについてはどういう見解を持っているのかお聞かせいただければ。川里支所長に聞くのは本当に申しわけないのですけれども、もしどなたか答えられれば。

(川里支所長) 郵便ポストに使用料を課している根拠でございましてけれども、こちら道路占用徴収条例に基づきまして……

(何事か声あり)

(川里支所長) はい。道路占用料の徴収条例(P.31「行政財産の使用料に関する条例」に発言訂正)に基づきまして課しているということでございます。

以上です。

(矢島) 道路に立っているのですか、ポストは。吹上支所の。道路に立

っているのを吹上支所のほうで手数料を徴収しているのですか。道路占用許可、道路課ではなくて。

(川里支所長)道路占用徴収条例が根拠なのですけれども、これ平成17年に合併したときからずっとやはり引き続いているもので、恐らくその辺の市内での鴻巣市としての統一したところが川里町から引き継いだものというふうに考えております。

以上です。

(矢島) 言い方悪いのですけれども、さしたる根拠もなく前々からやっていたからというようなことなのですけれども、ではこの中で例えば施設を管理していたりとかする部署で、自分のところで郵便ポストが設置されているというところはどのくらいあるのでしょうか。例えば庁舎もそうですよね。では、例えばコミュニティーセンターとかもこちらの自治文化の所管ですよね。そういうところ。自分が所管しているところで郵便ポストって何基くらい設置されているのでしょうか。それについてどういう認識を持っているのか。使用料を課すことについてどういう認識を持っているのかお聞かせ願えたらと。川里支所長にはちょっと伺いましたので、お聞かせ願いたい。

(企画部参事兼財政課長) 本庁舎に郵便ポストございます。では、使用料を取っているかと言われますと、実は取ってはおりません。取らない根拠としましては、財政課のほうでは使用料のほうは行政財産の使用料に関する条例に基づきまして徴収をさせていただいております。その中には、使用料を減額し、または免除することができるという規定がございますので、申しわけございません。ちょっと推測になってしまうのですけれども、恐らく公共性が高い、委員さんがおっしゃったようにやはり必要なものということで、逆に置いてもらっているのか、ちょっとその辺ははっきり定かではございませんが、そういったことから恐らく免除しているのではないかと推測……

(何事か声あり)

(矢島) 今の財政課の見解を聞いて川里支所長はどのような感想をお持ちなのでしょう。

(川里支所長) 先ほどご答弁申し上げましたとおり、合併のときからの引き継ぎということでございまして、実は郵便ポスト以外にも公衆電話につきましても、これ設置使用料を年額で1,400円ほどいただいておりますので、そういった合併の当時からの引き継ぎということで徴収しているものと考えております。

以上です。

(矢島) 10年以上経過して、考え直すというお気持ちはございますでしょうか。

(川里支所長) 財政担当当局と相談しまして、今後公衆電話及び郵便ポストについて徴収するかどうかにつきましては今後検討させていただきたいと思っております。(H30.9.13開催 政策総務常任委員会会議録P.1「支所の職員が調査いたしましたところ、料金をいただいているポストと減免にしているポストの2種類がありまして、市からの要望で設置したポストについては減免をしていると、また郵便局の都合で設置したポストにつきましては使用料をいただいているということでございました。なお、有料のポストの設置につきましては、川里支所以外にも5カ所の公園に設置してあるということでございます。」と発言訂正)

(矢島) 財政当局ということですがけれども、では財政当局として今後この問題どういうふうに、一度議題にのせて検討していただけるのかどうかだけの確認をお願いします。

(企画部参事兼財政課長) まず、郵便ポストがどこの施設の中にあるかがちょっと今のところわかりませんので、ちょっと調べさせていただきまして、実際に徴収しているか否かをまず確定して、それから一応検討という形で取り組ませていただきたいと思います。

(矢島) 使用料を取らない方向で検討ということでよろしいのでしょうか。

(企画部参事兼財政課長) そのような形で考えたいと思っております。

(矢島) よろしく検討をお願いします。

次に、46、47ページの一番上です。会計課、市預金利子ですが、これ予算額7万7,000円に対して決算で36万8,811円。額そのものは全体の額か



らすると非常に小さい額は額なのですけれども、当初予算に比べて5倍の見込み誤り、誤りと言ったら失礼です。済みません、決算が5倍になったという理由、一括運用しているということなので、なかなかこれだけ大きな違いというのは出にくいのかな、この部分については別な運用をしているとか、特別な要因があるのでしたらどういう理由なのかお聞かせください。

（会計課長）ご質問にお答えいたします。

まず、7万7,000円という当初予算を組んだときには、こちらのほうの流れといたしましてはさかのぼると平成28年の当初予算と決算のときに、28年の当初予算のときには27年度実績をもとに当初予算を出しました。しかし、マイナス金利施策によって平成28年の2月にマイナス金利政策によりまして金利が一気にダウンいたしました。それに伴うのと同時に、一般会計等に普通預金の預金になりますので、いつも保持しているお金が減ると予測いたしまして、金利のほうも0.002%から0.001%に低くなったということと、定期預金を組むのですが、定期預金の金利も0.035から0.002%という形でかなり低くなったということもありまして、予算を低く見積もりましたところ、29年度実際運用した結果、定期預金が思ったよりも多く組めたということで、非常に利息のほうが多く入りましたので、結果としては予算よりも大幅に多く歳入があったという結果になりました。

（矢島）多く入って結構なことだと思うのですけれども、今おっしゃったように平成28年度については当初予算は97万5,000円で、決算額が21万3,000円。大幅に少なかった。私が言いたいのは、余りにもでこぼこし過ぎではないですかと。全体的には、歳入は抑え目に見るという。額自体が小さいですからあれですけれども、そんなに全体的な影響は少ないのですけれども、歳入については若干控え目に見るという中で、28年がこれだけ少なくなった。逆にその反動といいますか、それで今回の決算については多くなったと。少し見込みの仕方を考えたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、見解はどうでしょう。

（会計課長）委員のおっしゃるとおり、見込みが少し甘かったなという

ところは29年度の決算から見ると感じております。ですので、今後は金利が今安定しておりますので、今後の予算の計上としましては定期預金をどれぐらい組むのか等を把握しまして、予算どりのほうをしていきたいと思っております。

以上です。

（矢島）ここで質問することかちょっと、別な項目で聞くべきところかもしれないけれども、今の話は一般会計の話で、運用全体についてちょっとお聞きしたいのですけれども、一括運用をしているということを経営3月の当初予算のこの質疑の中でもお話をいただきましたが、この一括運用ということの説明、一括運用というのは具体的にどういうことなのということについてちょっと説明をお願いいたします。

（会計課長）それでは、質問の内容の確認なのですが、一括運用という言葉で以前使わせていただいた内容なのですが、それは基金のほうの一括運用という形でご説明したかと思えます。今市預金利子のほうの質問になりますので、市預金利子のほうというのはあくまでも一般会計と特会の預金利子になります。一括運用を進めているというのは、あくまでも基金を一括運用しておりますので、委員の質問は基金の一括運用のほうでよろしいでしょうか。

（矢島）会計課長に聞き取れなかったかもしれないけれども、ここは一般会計だという認識はしていますというふうにお話をさせていただきました。その上で、どこの科目のところか聞いていいかわからないですけれども、運用について全体的なことについてお尋ねをしますという前置きを置いてあなたに質問させていただきましたので、そういうふうにかかれるとは思わなかったのです。基金で結構です。一括運用についての説明をお願いいたします。

（会計課長）失礼いたしました。基金一括運用を進めてまいりまして…

（会計課管理者）ただいまのご質問は、基金一括運用とはどういうことなのかということだと思えます。今会計課のほうでお預かりしている基金というのが……済みません、うろ覚えで十五、六ありますが、従来一

括運用を始める前というのがそれぞれ基金ごとに通帳を持っておりました。ですので、例えば定期預金を組むとかにつきましても、その通帳ごとに組んでいたというような形であったのです。そうしますと、財政調整基金であるとか、合併振興基金のように何十億というお金を持っていると多額の定期預金組めますので、平成25年当時は銀行の定期預金の利率のほうも額が多ければ多くの利子がつきますと、少ないとちょっと率が下がるといようなことで、基金によって定期預金を預けるとつく利子の利率がまちまちになってしまうといことで、これを何とかなるべく高い利率で回したいといことで、通帳を一本化しまして、なるべく大きな単位で定期預金を預けるといことで高い利率を目指したいといことで運用を始めたところでございます。利息については、各基金の額に応じて案分をするといようなことで始めたのが一括運用でございます。

以上です。

（矢島）たしか26年からそのような一括運用をされているという答弁を前回いただいています。そうすると、あくまでも定期預金に頼ったといのか、定期預金に頼った運用をしていると。ほとんどが定期預金で運用しているといことでよろしいのでしょうか。

（会計課長）ポートフォリオで比較しますと、定期預金が大体40%、債券運用が40%、普通預金が10%という形になっております。

以上です。

（矢島）今40、40の話が出ました。そのポートフォリオに関するリスク分散について、会計課としてはどのような見解を持っているのかお聞かせください。

（会計課長）基金全体額をそのような形で今現在は40%と40%、10%という形で比率を押さえておりますが、やはりそのうちの財政調整基金と減債基金につきましては現金化をしまして、繰り入れ等を考慮していかなければいけないことから、財政課とのここ数年間の予定を確認し合いながら、このパーセンテージについては考えていきたいと思っております。

(矢島) 財政課と協議はわかりましたけれども、資産運用のリスクについての質問したつもりだったのですけれども、こういう40、40、10のポートフォリオに関してそのリスク管理についてはどのような見解を持っているのかという質問だったのですけれども。

(会計課長) リスクに関しましては、現在公共債ということで財投機関債、地方債、国債で運用しておりますが、今比較的安定した売却等ですぐに現金化できるような国債等を多く購入して、なるべく早く現金化できるように安定した資金運用を考えております。

(矢島) 安定したかつ安全にということによろしいでしょうか。ありがとうございます。以上です。

続きまして、50ページ、51ページの上から10行目くらいに線下補償について、これ以前にもお聞きしたことがあるかと思うのですけれども、線下補償費の算出方法とその額決定の根拠についてお聞かせください。

(企画部参事兼財政課長) 相手方としましては、東京電力ということになります。実際に東京電力のほうと3年に1回ということでは補償料のほうが入ってくるのですけれども、昨年いろいろと交渉したところの内容としましては、平米単価に対してその該当する土地の面積を乗じて支払われるというような説明を受けております。また、その平米単価の設定の根拠ですけれども、こちらは部外秘ということで、実は教えていただけないというのが実情でした。ただ、そのやりとりの中では、送電線建設時に最初に算出されたわけですけれども、その後の物価上昇、あるいは地価の上昇、あるいは下落、そういったものを勘案し、あるいはその土地の地目、まず市街化にあるのか、調整区域にあるのかといったことを加味した中で、東京電力のほうで計算をしているというような説明を受けてございます。

(矢島) 補償額の決定というのは相対でやるのでしょうか。市と東電で1対1で額を決定するのか。

(企画部参事兼財政課長) 市と東電と1対1の関係となっております。

(矢島) 単価部外秘というのですけれども、それでわかりましたと言ってしまっているのかどうなのか。わからないままに契約なりを結んでい

るのと同じだと思うのですけれども。向こうには向こうの言い分があるのでしょうけれども、部外秘だから教えられません、ああ、わかりました、ではその金額で結構ですというには余りにもちょっと軽々なのではないかな、やはりそこにはしっかりとした根拠を示していただかないと、固定資産の課税台帳だって確認しようと思えばできるわけですから、これは部外秘だからと、わかりましたというわけにはいかないと思うのですが、どのような見解をお持ちでしょうか。

（企画部参事兼財政課長）その平米単価につきましては、額自体は当然幾らというのはその筆ごとにわかることにはなっております。過去の推移を見てみますと、昭和40年ごろから単価18円ぐらいからスタートして千幾らみたいな形で、基本的には上昇してございます。その中で、やりとりをして、いろいろと聞いてはいるのですけれども、なかなかその辺の根拠を実際には教えていただけないというのが実情でして、そのやりとりの中でも契約書は交わすのですけれども、どうしてもそこの部分はどこの市町村、あるいは個人に関しましても部外秘ということをお願いをしているということでしたので、今後も当然ながら東電さんとはやりとりはさせていただきますが、今のところ教えていただけないというのが現状でございます。

（矢島）非常に理不尽な契約だと思います。やっぱり改めるべきところは改めていくべきだと思いますので、ぜひ東電のほうにそれでは住民は納得しませんと、ぜひ強く訴えて、100%クリアな形で契約ができるように努めていただきたいと思います。

次に、同じくその下です。契約検査課、複写機等の使用料ですが、先ほどの説明では情報公開に対するものだということだったのですが、当然細かいことを聞けないのは重々わかっているのですけれども、どのような内容というか、どのような項目で情報公開請求があったのか、答えられる範囲でお聞かせください。

（契約検査課長）申しわけありません、情報公開の請求ということだけしか今手元に持っておりませんので、時間をいただければお調べできて、お答えできるかと思うのですけれども。

(矢島) 委員長、この部分については後で時間をいただけたらと思います。

では、次です。54、55ページ、またちょっと会計課に戻ってしまうのですけれども、会計課の県証紙の売りさばき料なのですけれども、私の勉強不足と議案調査の中で確認ができなかったもので、この場になってしまふことをおわび申し上げます。申しわけございません。非常に単純なことなのかもしれませんし、もしかすると私の見方が間違っているのかもしれないので、教えていただけたらと思います。

ここの売りさばき料460万5,260円というのは、先ほどの説明ですと証紙代と手数料が含まれているというお話でした。411ページ、真ん中辺に埼玉県収入証紙、証紙額面というものがあまして、そこで本年度売りさばき額が441万4,230円、これとここの55ページの額との差というのは、その差が手数料だということによろしいのでしょうか。1点確認です。

(会計課長) 委員のおっしゃるとおり、そのようになっております。

(矢島) 手数料の算出の根拠についてお聞かせいただけますか。

(会計課長) 購入額掛ける3.24%となっております。

(矢島) ありがとうございます。

1点なのですけれども、55ページの売りさばき料なのですけれども、これ売りさばいた額と手数料に分ける必要はないのでしょうか。これ1本でここに計上しているということには問題がないのか。本来だったら手数料は分けて計上すべきなのかなとも思うのですけれども、見解をお聞かせください。もしかすると財政の話かもしれませんけれども。

(会計課長) 今現在のところは、県のほうに証紙を購入した額のとときに手数料等差し引いて相殺して収入されておまして、今現在は……

(何事か声あり)

(会計課長) はい。購入した額、今回発注して購入しようとしたときに、手数料のほうを差し引いた額でお支払いしております。手数料は、本来はもらえるお金なのですけれども、その額を事前に引いた形でお支払いを実際はしております。ただし、その手数料額は内部処理で歳入として受け入れています。ここの項目を分けるべきかどうかというところにつ

きましては、今現在、今の現状としては分けないでしておりますので、これについてはまた検討したいと思います。

(矢島) 財政課長にちょっと聞きたいのですけれども、これ最初から手数料を引いて支払っているというのは会計上の問題はないのでしょうか。まだ売りさばいたという実績もないまんま、その実績に応じて払うべき手数料を引いて支払ってしまうということには会計処理上問題はないのでしょうか。

(企画部参事兼財政課長) 今会計課長の説明で初めてそういう中身を知ったというのが実態でございます。基本的には、相殺はせずに、それぞれ歳出予算は歳出予算、歳入予算は歳入予算と計上するのが一般的な処理の仕方になっておりますので、もしそうでないとすればそこは正す必要があるかなとは考えております。

(矢島) そのためにはやはりこの項目で手数料は手数料としてちゃんと別に上げると、今言ったように初めから相殺して払うというのはいかななものかな、ぜひとも検討していただいたほうがいいのではないかなということ……

(会計課長) 済みません。私の説明が、説明不足で済みません。今相殺というお話をしましたが、あくまでも手数料の部分については歳入として受け入れています。

(何事か声あり)

(会計課長) 暫時休憩でお願いします。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 29 分)



(開議 午前 11 時 30 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(会計課長) まず、歳入の説明のときに、埼玉県証紙の売りさばき高と手数料の合計ですと申し上げましたが、こちらは購入額と手数料の合計……

(何事か声あり)

(会計課長) 済みません。売りさばき高と手数料の合計ですと申し上げたところの手数料については、購入額に対しての3.24%が手数料になっております。

(会計課管理者) これ鴻巣だけがこういうやり方をやっているわけではなくて、もう埼玉県内の市町村全て同じやり方で、購入するときに購入額の3.24%を差し引いた額でお支払いさせていただいて、その支払った日に同じ額の手数料分という形で納入伝票を切って、同日で入れているという形にさせていただいております。ですので、実際お金の出入りについては、手数料を差し引いた額が動いている形になるのですけれども、会計処理上はお支払いする額は購入する額全額を払っている形で、納入分は手数料分だけの納入があるという形で財務会計上は記録を残しております。当然最初に手数料をもらってしまっておりますので、これはもう絶対に県に返すということができないのです、売れ残っても。そういうやり方で今やっております。

(矢島) では、411ページで年度末現在高というのが737万3,130円あるのですけれども、ではどれだけ売れるかというのはわかりませんが、一定の目安というものはあるのでしょうか。どのくらいの年度末残高をキープするとか、そういう一定の基準みたいのがあるのでしょうか。お聞かせください。

(会計課長) 前年度の実績等を踏まえて購入高を検討しております。比較的ここ数年600万円ほどで推移しておりますので、その範囲で歳出予算を組んでおります。

以上です。

(矢島) そうすると、700万円あるということは、翌年は買わなくてもいいということになるのでしょうか。そうすると、大きく今年度購入額というのは変わる可能性があるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

(会計課長) やはり残ったもの等を踏まえて予算計上しておりますし、あとは毎年少しずつですが、県証紙の売り上げが減っております。これは、県立高校等の入試の入試者数が減っているということもありますの



で、その辺も考慮しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

(坂本) 41ページ、財政課のところ、先ほどゴルフ場の水面貸付料とありましたよね。これゴルフ場の中水面が幾つもこういうふうに、池が幾つもあるのだけれども、それ全てが鴻巣が貸している池なのか。どうなのだろう、その辺は。

(企画部参事兼財政課長) 筆数でいきますと、295筆を貸し付けているという形になっております。

(坂本) まとめて面積だとどのくらいになりますか。

(企画部参事兼財政課長) 面積としましては、8万8,080.63平米となっております。

(坂本) これ大雨が降ったときなどに上流というか、上流側の川里中央土地改良という、それと屈巢のほうのあれかな、そういうのを農地のほうの管理の中で、水利調整委員会ってあるのですよね。多分みんなは知っていると思うのだけれども。ゴルフ場と農地を持っているほうの組合のほうで水利調整委員会というのを開いて、水門あけて入れるとか入れないとかとよく言うのです。私は、そこへ入ったことないのでわからないのだけれども、去年の台風なんかすごく水があふれたときにそういう調整しているわけです。そういう中で、池に関しては全くそういう協議の対象になるとか、そういうあれも中にかかわるようなものはないのですか。ただ単に貸しているだけの状況で、何もしない貸し付けなのか。

(企画部参事兼財政課長) 基本的に貸し付けをしているだけです。行政財産の使用料ということで貸し付けをしているという形です。

(坂本) その上流側だね、だから。その上流側の田んぼが水没してしまうので困ると、ゴルフ場の中へ水入れさせてくれ、ゴルフ場受け入ると今度は水没するから、クローズになってしまうけれども、だからそういう調整をよくやっているというのだけれども、では全くそれには関係ないということですね。

(企画部参事兼財政課長) 特段そのようなことは調整はしておりません。

(委員長) ちょっと早いですがけれども、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時38分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

川里支所長より発言の訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

(川里支所長) 先ほど決算の歳入の23ページの自動販売機等設置使用料の中で、矢島委員さんからの説明で、郵便ポストでございますが、根拠条例のほうを道路占用料徴収条例と申し上げましたけれども、こちらにつきまして庁舎の敷地内にポストのほうは設置しておりますので、行政財産の使用料に関する条例ということで訂正をさせていただきます。

金額のほうは道路占用条例に基づきまして560円、そちらのほうは準用させていただきますということでございます。

おわびして訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(委員長) 続きまして、契約検査課長から発言ということで、よろしくお願ひします。

(契約検査課長) 午前中お時間いただきまして、済みませんでした。情報公開の中身で言えるところまでということだったのですけれども、こちらのほうは物品の登録業者さんの参加資格申請の際に提出された書類、こちらについての情報公開の請求でした。

以上です。

(委員長) よろしいですか。

(はいの声あり)

(委員長) ただいま訂正の申し出がありましたので、よろしくお願ひします。ご了承願ひします。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願ひします。

それでは、午前中に引き続き質問を受けたいと思います。質疑のある方はありませんか。

(野本) まず、21ページのところから伺いたいと思います。財政課の自動販売機等設置使用料の収入について、ほかのところにもいろいろ出てきますけれども、これの収入の性質というのは、場所代なのか、売り上

げ収入なのか、どういうものが含まれているのかというのを。あと、台数ですとか、その辺のことをお聞きします。

（企画部参事兼財政課長）こちらにつきましては、売り上げとかではなくて、行政財産の使用料に基づきまして、その積算をしていただいているものでございます。また、実際に設置してあるものについてでございますけれども、まず入って入り口から左手にありますATM、さいしんさんとりそな銀行、それとあと自販機が本庁舎と新館のほうにそれぞれ設置してございます。それ以外では、コイン式複写機、こちらのほうが今本庁舎のほうに置いてございます。それと、やはり同じく新館の入り口すぐのところに自動証明写真機というのですか、写真機のほうが置いてございます。それらの収入ということになっております。

（台数もの声あり）

（企画部参事兼財政課長）台数でいきますと、自販機につきましては合計で7台の設置となっております。

（野本）規定に基づいて使用料をいただいているということで、これについては規定というのは、例えば面積とか、そういうような要件なのか、どういう規定なのかを伺います。

（企画部参事兼財政課長）その占用している面積が当然掛ける数値になりますけれども、大もとの単価としましては、その敷地の評価額の1,000分の3.5、あるいは建物であれば、建設した当時の建設の価格に対して1,000分の6という計数を掛けて、それに対して占用する面積、それを掛けたものをいただいております。

（野本）そうすると、それがATMであっても、飲み物の自動販売機であっても、同じ計算式によってやっていくということによろしいですか。

（企画部参事兼財政課長）はい、全て同じく。

済みません。あともう一つ、それ以外にも実際に電気料がかかっておりますので、その年間の電気使用料ということで、そちらの分も合わせ合計でいただいております。

あと、保険料ですか、保険料がやはり面積に応じて案分をして徴収いただいているという形です。

以上でございます。

(野本) そうすると、この料金の中には電気料として支出している分が含まれているということなのですね。

(企画部参事兼財政課長) はい、そのとおりでございます。

(野本) そうすると、この電気を使うものに関しては、それぞれの機器にメーターがついているのでしょうか。

(企画部参事兼財政課長) 子メーターがつけられるものにはつけておりますし、つけられないものに関しましては理論値で消費電力がございますので、その理論値でいただいております。

以上です。

(野本) 次に、同じページで吹上支所、川里支所に広告放映用モニター設置使用料というのが出てきますが、本庁舎もあるけれども、違うかということになるかと思うのですけれども、これの金額の違いというのはどういうところにあるのでしょうか。

(吹上支所長) お答えいたします。

先ほど財政課長から土地に関する割合、また建物に関する割合の計算額があったと思いますけれども、そちらの金額の違いによりまして、同じモニターですけれども、金額のほうが変わってきております。

以上でございます。

(野本) そうすると、この3カ所にあるものの内容は同じなのだけれども、評価が変わるという理解でよろしいですね。

(吹上支所長) はい、そのとおりでございます。

(野本) では、次に43ページに移りまして、ふるさと寄附金のところですが、これについては今大分国のほうでも制限といいますか、制約とかが言われてきておりますが、鴻巣市についてはこの寄附の額を大分伸ばしている、差額がプラスに転じていると、本会議の質疑の中でもプラスの2,467万でしたでしょうか、246万7,000円だったのかな、どちらだ…

(何事か声あり)

(野本) 246万7,000円のほうが合っていましたっけ。ということが答弁

されておりましてけれども、この国の指導との兼ね合いという部分ではどんなやりとりがされておりますでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）ふるさと納税につきましては、昨年度からやはり3割と、ちょうどきょうニュース等、新聞等で出ておりますけれども、3割という部分と、あと高額なもの、特に貴金属だとか、時計だとか、カメラだとか、あと電化製品とかですか、そういうものについては是正しなさいということで話は来ております。鴻巣市はひな人形が比較的金額がかかるものなので、それについて県から、また国から県を經由して、ちょっと高いですよみたいな話にはなっています。

ただ、新聞にも書いてあったとおり、幾らが高いとか、そういう基準が明確にされていません。ですので、一般的な話として、例えば100万だとか200万だとかというところの基準があったとしても、実際の幾らがだめだという指導はないものですから、まず3割という明確な部分については守っております。ひな人形については、どうしても本市の地場産品ですので、そういうものについては出させてくださいということで……出させてくださいと言わないのですが、おろす気はありませんということで話をしております、何とか県とのそういうだめだよというのと、うちはやめませんと、そういう話を繰り返ししまして、ただ最近は何も県から指導というか、県から何の話もないので、特に地場のものについては許されているのかなというふうな認識ではおります。

（野本）ニュースで報道されている中では、ニュースの言い方としては、指導しているけれども受け入れていない自治体とか、守っている自治体とかというふうなのがパーセントで出ていたと思うのですがけれども、そうすると鴻巣市としての認識はどこに当たるのでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）昨日のニュースというのですか、総務大臣の話等も含めまして、かなり高額、返礼割合が高い自治体はかなりあるということ、またその商品といいますか返礼品が、自分のところではなく、例えばビールとか、電化製品とか、海外のものとか、そういうものを出しているケースがありますので、そういうものについての国の見解だと思っております。本市の場合はそういうものには該当しないと

いうふうに考えております。

(野本) ということは、我々委員としては、守っている自治体という中にあるというふうに認識してよろしいですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) はい、遵守していると考えております。

(野本) 次に、49ページの同じ総合政策課、マッチングシステム登録料のことで伺います。たしか登録料5,000円だったですよ。52万円が登録料として入っているというのは、純粹にその人数分ということによろしいのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) はい、そのとおりでございます。

(野本) ということは、52万円だから、104人の人が登録をしているということで、それはある意味期待されている人数、期待をして登録をしている方々ということだと思いますが、この29年度について、これに対するどのような動きがあったのか伺いたいと思います。

(企画部副部長兼総合政策課長) マッチングシステムを入れている利点というのは、登録された方の趣味だとか、希望する相手の条件だとか、そういうものをシステムを使うことによってイベントなどを開催するときに選ぶような形になっています。ですので、毎月イベント開催を行って、その中でカップルの誕生と、その後続いていければいいなと思っておりますけれども、30年度に入りまして1組結婚まで至ったカップルがありますので、そういうのが継続的に続けばいいのかなというふうに思っております。

(野本) 続いて、51ページの自治文化課の一般コミュニティー事業補助金について、宮本町と下町でしたか、という説明だったと思いますが、使い方としてはどのように使われているのか伺います。

でも、これ歳入だよ。歳出に出てくるのでしたか、これは……出てくる。では、歳出のほうで。

であれば、以上で終わりにします。

(中野) ダブっていることがいっぱいあるので、違う観点から聞きますけれども、最初に19ページの自動車取得税交付金、これ当初の説明では、当初予算7,000万に対して、収入済額が1億3,522万4,000円ということ

で、説明としてはエコカー減税が延長した伴うものだというふうな説明がありましたけれども、では当初予算では、これ何台見込んだのかと、当初予算ね。7,000万円組んだわけでしょう。これ当初予算としては何台分ぐらいだったのか。実際決算してみたら、倍までいかないけれども、ほぼ倍になっている。これは、では何台なのかという、これをちょっと聞きたいのですが。

(企画部参事兼財政課長)こちらの自動車取得税交付金につきましては、市町村で何台という積算で実際に予算を立てるものではございませんで、実際には自動車の取得価格の3%分を財源としまして、市町村の道路の延長と、その面積に応じて案分して交付されるものでございます。ですので、全体で何台というのはちょっと市町村のほうでは実際見込むことが難しいというのが現状でございます。

(中野) だけれども、実際これ台数が売れなければ、上がってこないでしょう。

(はいの声あり)

(中野) 取得なのだから。取得税なのだからね。台数が上がらないことには、要はこの税収はふえないわけです。ところが、算出基礎は何台でやっていないのだということだと、それがちょっと理論的に私もちょっと理解しがたいのだけれども、どうしたこと。だって、車のほうが売れなければ、税は上がってこないと、これあくまで取得税だからね。買ったときのだからね。そういう点で、今言ったそういう予算の積算にはなっていないのだという点で理解しがたいのだけれども、もうちょっとわかりやすく言ってもらえる。

(企画部参事兼財政課長) 実際の交付に関しましては、例えば大もとで何台車が売れて、その何%の歳入があったと、それを例えば道路延長、面積で案分して、この結果幾らですよという実際の明細が、実は来ないものでございまして、実際に交付額幾らということで決定額が通知されるものでございます。ですので、市町村のほうであらかじめ国内の自動車の取得台数を見込んで、そこから今言ったような計算式で理論的に計算するというものではないという性格のものでございますので、その辺

はちょっと中身についてはわかりかねるとというのがご回答になります。

(中野) そうすると、あとは国内なのか、だから埼玉県内なのかと。先ほど答弁は国内と言いましたよね、答弁で。

(はいの声あり)

(中野) 日本の国の中で売れた車、それは道路面積等々で案分すると、今言ったことになると、では市町村のレベルにしてみれば、少なくとも予算を組む段階においても、やはり算出的な基礎的なものが、例えば前年とか前々年の踏襲してやるということしか組めないといってみれば国の、いってみればさじかげん、悪いけれども、ということでその金額が決まってくるという理解でいいわけ。

(企画部参事兼財政課長) はい。明確な算出根拠がございませんので、対前年ですとか、そういった過去の決算の推移ですとか、あるいは社会経済動静、そういったものを見込みまして積算をしているというのが実態でございます。

(中野) 次に行きます。それ以上やっても始まらないから。21ページの財政課ですか、これ先ほど野本委員の質問に対して、電気使用料も含むとやって、その電気使用料も販売機によってはメーターをつけるとか、つけない部分はいわば定額制になるのかどうかわからないけれども、でももらうということなのですけれども、これもし間違いだったら言ってほしいのですけれども、自動販売機等設置使用料が35万3,596円なのですね、これ。先ほどの答弁だと、自販機では7台だという答弁がありました。単純に割ると、これ1台当たり5万513円なのだ。年間5万513円。これご存じだと思いますけれども、私この自販機やっている業者知っているのです。業者と言っては悪いけれども、やっていた人。すごく電気料食うそうです。24時間、365日、電気入れっ放し。冬は冬で温める、夏は夏で冷やすという、相当電気料食うそうです。ですから、なまじっかの電気料もらったのでは、とてもではないけれどもどうにもならないというふうに聞いているのですが、さっき言いましたように単純に割ると、さっき申し上げましたように35万3,596を7で割ると、1台当たり5万513円。これ年間ですよ。こんのもので電気代済まないと思



ます。ですから、電気代、子機ついているの、では具体的に幾つあって、子メーターのついているのが幾つあって、ついていない定額についてどうだといったときに、私は余りにも市が受け取る金額が少ないような気がする。どちらかというと業者に温かい気持ちを持っているというような気がするのだけれども、その辺どうなのですか。こんな安くて済むのですか。

（企画部参事兼財政課長）電気代につきましては、基本料金が含まれておりませんで、単純な使った部分だけということで計算をしてございます。ですので、電気料につきましては単価15.28円ということで、あとは使用したキロワット数ということで計算をして、いただいているという形です。

（中野）だから、今言ったように、子機がついていれば使用量わかる。子メーターがついていれば。子メーターがついていないやつはどうやって使用量わかるの。

（企画部参事兼財政課長）ほかにも実は電気料をもらっているものがございまして、今回のこの自販機のものについて、どれがついていて、ついていないか、ちょっと今確認がとれませんので、ちょっとお時間をいただきまして、回答させていただきたいと思うのですけれども。

（中野）その時間を置くのはいいのですけれども、ただやっぱり少なくとも、これは業者の名前出すと悪いから出さないけれども、自販機というのは幾つかあるではないですか。それに対して、ちょっと業者に優遇をし過ぎているというふうな気がするのだけれども、電気料について。それは、やっぱりきちっと私は、今後、これからもそうだけれども、やっぱり各自販機に子メーターをきちっとつけて、その上でやっぱり使用量というのを明確にしていくと、電気の使用量。プラス占有料。こういうものをすることによって、わずかな金額かもしれないけれども、やはり収入を上げていくというようなことを、これに限らず、していくことが僕は必要ではないかと思うのですが、子メーターを各自販機全てつけるということについてどうなのですか。

（企画部参事兼財政課長）物理的につくものにつきましては基本的につ

けるという形でつけてございます。ただ、どうしても物によってつかないものがございますので、その場合にはその規格というのですか、物の基本的な使用量ということで計算をしている。例外的にという形。

（中野）そうすると、子メーターのついているやつについて、自販機の電気容量、どのぐらい電気食うか、その自販機の大きさにもよります。そうすると、やっぱりそういうことから、例えば子メーターのついている自販機と同程度の件だったら、仮に子メーターついていなくても、だって使う電気料同じなのだから、24時間掛ける365日なのだから。というように、電気使用料をやっぱり引き上げていくと、子メーターついている分を参考に、ということも一つの方法として、どうしても子メーターつけられないのだったらそういう方法もあると思うのですが、その辺どうお考えですか。

（企画部長）ご指摘いただいた件については、これは行政財産の使用料になります。1年間で契約更新をしますので、そのとき再度精査させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたしたいと思います。

（中野）では次に、ページ数でいうと43ページです。これも各委員から出ました、大体出ていますよね、ふるさと寄附金、今回決算で4,350万2,000円です。これは、本来鴻巣市に入るべきものが、逆に鴻巣市外のところから、鴻巣市のことを思ってくれて、入れてくれているわけで、そういう点では逆にありがたいのだけれども、そういう意味では。だけれども、一方では逃げているのもあるわけだ。逃げているのもね。言葉は、表現はよくないけれども。本来鴻巣市に納めなければいけないものを、いわば出身地だからとか、場合に人によっては、景品というか、送られてくるものもいいからやろうとかいう人もいると思うのだけれども。私が聞きたいのは、これ7日の日でしたか、本会議でこれについて質問がありました。そのときに純然たる二百何万だというあれがあったけれども、これ私いつも言っているのですが、毎年、やっぱり暮れの本会議場で答弁した内容を含めて、いつも政策総務常任委員会に出していただく資料があるのです。その資料を出してもらいたい。というのはなぜかという、やっぱり市民なんかに報告するときに、自分が速記して記憶

した金額間違えているといけないので、正しいものでやっぱり私は、特に市政報告会なんかでもそういうふうきちっと報告しているものですから、そういう点ではやっぱり正しい数字でないといけないので、その資料の提出を求めたいということと、あわせて30年度もほぼ半分まではいかないけれども、半分程度来ていますので、30年度のこのふるさと納税の状況、今進行しているこの状況についてもあわせて資料につけ加えていただきたいというふうに思うのですが、この点について伺います。

（企画部副部長兼総合政策課長）わかりやすいように資料を提出いたします。

（中野）次に、これが最後なのですが、どうしても朝の矢島委員かな、やりとりで、県証紙売り払いのやつ、これがどうも私理解できないのです。ですから、もうちょっと理解できるようにしてほしいのですが。

というのは、先ほど答弁の中では、課長が訂正した手数料というのは、購入額の3.24%だと。売り払いではなくて、購入の3.24%だということですよ。そうすると、この460万5,000円が計上されているのです、これが。ところが、411ページの中に、いいですか、411ページです。この中に、前年度繰越高589万1,360円、新たに今年度589万6,000円買い求めましたよと。それで、今年度の売り払い額は441万4,000円。したがって、年度末現在高737万3,130円残っていますというのは、これわかるのです。すると、今年度購入したのが589万6,000円でしょう。589万6,000円の3.24%掛けるが手数料というふうに、先ほどの説明からするとそういうふうになるのです。ところが、実際計上されているのは、ここでいうのは460万5,260円、この関係がわからない。ここをちょっと教えてほしいわけ。

というのは、589万6,000円も買ったのだから、その手数料3.24%、計算すればすぐ出ます。それと、ここに決算報告の会計から出ている県証紙売り払い料460万5,000円、この関係がわからない。例えば、だってここでは実際441万4,230円なのです。それからこれを引いたものが589万6,000円の3.24%であればいいのだけれども、それがちょっと私にはわからないので、その辺説明してください。

(会計課管理者)411ページの本年度購入額589万6,000円に3.24%を掛けますと19万1,030円になります。55ページの県証紙の売りさばき料、先ほど課長のほうでこれが実際の売りさばき額と手数料の合計額ですよというふうに申し上げたと思います。

(違うんだよの声あり)

(中野)それは訂正したのだ、課長が。要するに言った。購入額の3.24なのだと言ったわけだ。これ売り上げの3.24だったら、ちょっと金額わからないのだけれども。

(会計課管理者)先ほどの購入額ではなくて、こちらの55ページのほうに460万5,260円計上入っております。これから411ページの本年度売りさばき額441万4,230円を引きますと、先ほどの手数料になります。

(中野)そうすると、課長が最初答弁した答弁でいいわけだ。要するに売りさばき代の3.24だったらそういう論理になる。ところが、購入額の3.24と言ったでしょう。購入額の3.24といたら589万6,000円の3.24でしょう。それが今19万1,030。

(1,030ですの声あり)

(中野)でしょう。そうすると、現在55ページの460万5,260から19万1,030を引いたら、今年度売上額の441万4,230になりますか。ちょっと今計算機持っていないのだけれども。

(19万1,030円になりますの声あり)

(中野)なる。本当。

では、確認しますけれども、少なくともこの見方としては、この460万5,260というのは、あくまでも本年度購入額の589万6,000円の3.24%、つまり19万1,030。19万1,030を、この460万5,260から引いた金額が売り払いだということになるのね。そういう理解でいいわけね。

(会計課管理者)ですので、県証紙の売りさばき料の中にその手数料が入っているのはおかしいではないかというようなご指摘があったかと思っておりますので、それについては今後これ分けるというようなことでちょっと検討しようかなと思っております。

(中野)わかりました。いいです。

(竹田) 済みません。どこで聞けばいいのかわからないので、ちょっとお尋ねをしますが、監査委員の意見書の6ページのところに、これ決算の決算カードから出される数字だと思えるのですが、財政分析比率の状況って、監査委員の意見書の6ページの中に、いわゆる実質収支比率が8.3、経常収支比率が92.6、実質公債比率が4.1ということで、実質収支比率はおおむね3から5の範囲内が望ましいとされるというところでは前年度よりもふえて8.3%と。それから、経常収支比率は、これは低いほどいいよというふうになっていて、前年度よりも92.6%と、だんだん財政の硬直化というのですか、進んでいて、実質公債比率というもまた25%以内というのですけれども、これは歳出のほうで公債比率の割合が出ますので、これは別途で質問したいと思っているのですけれども、そういう点からいうと、前年度に比べてちょっと財政の硬直化が進んでいるのではないかなというの、3から5という数字から見ると、実質収支比率なんかも高いというふうに思うのですが、どう分析されているのかお伺いします。

(企画部参事兼財政課長) 委員さんおっしゃるとおり、経常収支比率につきましては、確かに年々計数的には悪くなってきております。これ交付税の増の要因でも触れさせていただきましたけれども、扶助費がやはり年々増加をしております。その影響で、公債費も当然ふえています。そういった関係で、自由に使えるお金というのが少なくなっているというのが現状でございます。ただ、午前中も申し上げましたけれども、扶助費には歳入も当然ございますので、そういった中で、継ぎ足す一般財源がだんだん負担になってきているというふうな構図になっております。

ただ、この経常収支比率につきましては、全国的にどちらかというと年々悪化しているのが多い傾向と考えております。また、実質収支比率につきましては、やはり午前中の質問でもございましたが、歳入が増の要因が非常に大きかったということで、今回8.3%ということで高い数値を示しているというふうに考えております。実質公債比率につきましては、やはり午前中の質問にお答えしたように、平成30年から34年が償還のピ

一クということで、若干上昇する傾向にあるというふうに分析をしております。

以上でございます。

(竹田) そういうふうなことで、財政の硬直化というか、でも基本的に地方自治体の一番大事な役割は、言われている福祉の増進に努めるわけだから、やっぱりそこら辺は当たり前というか、本来なら単年度決算主義という立場でいくなれば、やはり財政調整基金の積み立ての問題も含めたりとかすると、やはり本来の地方自治体の財政運営のあり方、住民の福祉の増進に努める鴻巣にするという点では、私一番大事だと思いますが、その点は多分同じだとは思いますが、ちょっと確認をしておきたいと思います。

(企画部参事兼財政課長)基金の残高ということによろしいでしょうか。

(うんの声あり)

(企画部参事兼財政課長) 財政調整基金につきましては、今回11億円繰り入れを取りやめるということで、当初からの12億円を取り戻すことができたということで、約25億円の残高となります。それで、この残高の考え方につきましては、標準財政規模が約242億円ということですので、約10%程度ということですので、非常にいい数字ではないかというふうに財政担当としては考えております。5%から10%の間の財政調整基金を有するということが、やはり財政運営上は必要だというふうに考えておりますので、適正な規模だというふうに考えてございます。

以上でございます。

(竹田) 続いて、21ページから21、22、23のところのいわゆる使用料、総務使用料の中で、先ほど川里支所長が訂正をされましたよね。行政財産のいわゆる使用、9条に基づいてやっていますということで、ポストの部分は道路敷ではなくて行政財産で、本庁舎のほうも行政財産の使用料に関する規定のもとで、ポストについてはいただいていませんということでしたよね。ということは、同じ基準に基づいて、いただいているところといただいていないというのは、ちょっと公平性に欠けるのではないかというふうに思うのですが、どのように統一されていくの

か伺っておきます。

（企画部長）ご指摘のとおり、取っているところと取っていないところと不公平がありますので、矢島委員のご質問にもありましたが、一度精査、調査させていただいて、その上で今後決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

（竹田）先ほどいわゆる郵便物は公共性のあるものだからいただいているというふうにおっしゃっていましたがね。ポストの部分は公共性が高いから、本庁舎では使用料として取っていないというふうにおっしゃっていましたがけれども、そういうふうに言うのだったら、電柱敷だって、電柱がなかったらみんな生活できないわけだ。非常に公共性が高いというふうに考えるのですけれども、今やはりそういう中でも、いわゆる東電が電柱敷をしくというような民営化、それからあと郵便局もJPになりましたよね。だから、そういう点からいうと、公共性はあるけれども、いわゆる民を、民、いわゆるもうけを基準に考えているのだったら、やはり私はそれなりに使用料を払っていただくのが本来ではないかと。もちろん公共性の高い事業ではありますけれども、というふうに考えますが、先ほど一本化のことも含めてどうなのでしょう、ちょっとお答えいただきたいと思います。

（企画部長）それらも含めて、一度全体を調査させていただいた上で検討させていただきたいと、そのように考えています。

以上です。

（竹田）それからあと、申しわけない、先ほどの説明の中で私聞き逃したかもしれない。キャッシュコーナーといって、本庁舎にはさいしんとりそながありますよね。吹上支所の中にもありますよね。その使用料というのは、この中ではどこに含まれていたのか。ちょっと申しわけない、聞き逃したかもしれないので、教えていただきたいと思います。

（企画部参事兼財政課長）自動販売機等設置使用料の中にございます。

（竹田）それで、ちょっと今キャッシュコーナーのほうでは屋根がついてよかったなと思っていたのです。というのは、雨の日も風の日も本庁

舎のところは屋根がなく、外で待っている人がいて、それで私も会計課にお願いをしたら、それはりそなとかさいしんがやることですよというふうにおっしゃっていたので、そうか、無理なのかなというふうに思ったのですけれども、突然屋根がついたのです。それは、誰かの采配だったのか。よかったなというふうに思うものですから、その経緯も含めて教えていただきたい。

（企画部副部長兼総合政策課長）埼玉縣信用金庫も埼玉りそな銀行もそうなのですけれども、包括連携協定を結んでいまして、支店長さんとかとよく話し合う場が多くございます。埼玉りそなさんはよく並んでいるのです。屋根がついていないとき、傘差して並んでいらっしゃいまして、たまたま埼玉りそなの本部のほうから代表の方が見えて、車でたまたま通ったら、たくさん並んでいて、屋根もなく、それを支店長に、あれはちょっとどうかというところで、市長のほうも常日ごろ気にしていたものですから、その話し合いの中で屋根がつけられないかということで、市の負担はなくて、りそな銀行と信用金庫の折半で屋根をつけていただいたという経緯がございます。

以上です。

（竹田）現場を目の当たりに見ていただいて、これは何とかしなければいけないという本部のほうがそういう問題意識でつけていただいたということですね。本当によかったと思います。本当に私も何度かお願いをして、市でやることではないのですがというのでおっしゃっていただいたのですけれども、やっぱり一番は、私の言いたいのは、今のお話伺う中で、やっぱり現場を何よりもよく見る。本当に現場がどうなっているかというところをよく見た行政になっていただきたいなということも含めて、これはちょっと要望しておきますけれども、お願いします。

それから、31ページです。自治文化課の自衛官募集事務委託料で4,100万円なのですが、これはどういう基準で入ってくるのか。というのは、桶川市は平成28年度までは300万だったのだそうです。ところが、平成29年度は600万になって、何ゆえにふえたのかというふうに議会で質問をしたら、多く募集をかけてほしいから、集中都市として金額がふえたという



ふうには議会の中では答えているのだそうです。桶川市の話ね。

(自治文化課だろうの声あり)

(竹田) 自治文化課って私言わなかった。

(何事か声あり)

(竹田) 歳入です。自治文化だよね。先ほど説明したよね。

(何事か声あり)

(竹田) 違う。ごめん。4,100万ではない、4万1,000円だった。ごめん。

(委員長) では、もう一度初めから。わからなくなった。

(竹田) では、桶川の話ね。ちょっとごめんね。4万1,000円ですよ、自衛官募集。自衛官募集で4万1,000円の委託費があるのですけれども、桶川市は前年度に比べて3万円から6万円にふえて、なぜふえたのですかというふうに伺ったら、集中してほしい市なのでそのようにふえたというふうにおっしゃっていたのだそうですけれども、この4万1,000円という委託費の根拠というのはどこにあるかだけ伺います。

(自治文化課長) 算出根拠ということですが、まず募集適齢者人口の県内に対する割合40%。それから、昨年度の入隊者数による配分が15%。それから、自治体の取り組みによる配分として35%。これは、自衛官募集事務実績の評価になります。続きまして、組織的募集を目的とした担当地域事務所との連携、協力割合に応じて配分、これが10%。重点市町村枠になります。最後に調整額という形になるのですけれども、まず1番の基準額、市町村配分額ですが、こちらにつきましては280万2,000円の40%。適齢者人口18歳から26歳、こちらにつきましては1万601人。それから、2つ目としまして自衛官募集実績評価は、市町村配分額の15%を、平成29年の入隊者数の実績評価、これが412分の5ということで5,100円。それから、3の自衛官募集事務実績は、市町村配分額の35%ということで1万7,155円。重点市町村枠は、申しわけありませんが、こちらございません。そして、調整額827円となりまして、合計4万1,000円というふうになっております。

以上です。

(竹田) ということは、鴻巣でも412分の5。ちょっとこの入隊された方

は鴻巣では何人いるかだけちょっと最後に教えてください。

（自治文化課長）自衛隊入隊者は、鴻巣市が5名となっております。済みません、ちょっとお待ちください……2番の29年の入隊者数ということでお話し申したのですけれども、28年の入隊者数の実績評価ということになりますので、412分の5ということで5,100円でございます。

（委員長）何名。

（自治文化課長）28年度は、入隊した人が鴻巣市で5名、29年度が鴻巣市で8名ということになります。済みませんでした。

（竹田）続いて、37ページの自治文化課、また同じく申しわけない、埼玉県消費者行政活性化補助金と、711万4,108円なのですけれども、これいわゆる消費生活に関するいろいろな相談か何かも負ってくださって、10分の10入っているのだと思うのですけれども、相談件数って難しいと思うのですけれども、私も相談者の一人に多分入っていると思うのですけれども、どのくらいの件数があるのか伺っておきます。かけてもなかなか、混み合っていてご相談ができないくらい今いろいろなことがあるものですから、ちょっとこの件数だけ教えてください。

（自治文化課長）平成27年度が449件、平成28年度が412件、平成29年度が465件というふうになっております。

以上です。

（竹田）ということは、非常に巧妙な手口でやってきているというのを、465件ということは1日に、365日稼働しているわけではありませんし、相談員がいる時間なども限られているのですが、そういう点からいうと、この流れというのは平成30年度も含めてもっとふえているのではないかと思うのです。ちょっと直近の状況を教えてください。

（自治文化課長）直近の状況なのですけれども、数字的にはちょっと捉えていないのですけれども、担当に確認した中では昨年並みということで、若干この時期とすると幾らか多いかなというところで見ているということで伺っております。

（竹田）続いて、41ページの財産売却収入の不動産売却収入の中で、先ほどいわゆる中央図書館の売り払いとか、あと赤道などの売り払いとい

うことで、トータルで9,124万1,826円なのですが、この図書館は最終的に売り払ったというところまでは市の責任だと思えるのですが、あと購入した方の対応についてというのですけれども、前は中央図書館があって、取り壊しがシートを張って取り壊しをされて、ご近所の方への周知というのは、それはもちろん民間の行うべきことなのでは、中央図書館が長い間あったという地元の皆さんとの関係では、どのような対応がされてきたのかということ、つかんでいけば教えていただい。というのは、周りの人はほとんどどうなったのかわからないし、隣にもなかなかご挨拶もなかったよというのが隣近所の方の話を聞いた人の私への情報だったものですから、ちょっとそこだけ教えていただきたい。

（企画部参事兼財政課長）今回旧図書館につきましては、建物の解体条件つきということで売却をさせていただいております。当然市から民のほうに売り渡すわけですので、解体に当たっては当然隣近所、実際には市側の敷地の中に越境している物件が実は2件ほどございました。なので、そこも市のほうの財産に入っていると。当然、だから市民できちんと丁寧に対応してくださいねという話も購入者に関しては伝えてございますので、その辺の対応については丁寧にきちんとやるようにということで指導といいますか、お願いをして、売却した後も、どうなっていますかというのは、実際には横尾材木店というところに売却したわけですが、担当者とは連絡をとり合ってやってきたというのが経緯となっております。

（竹田）隣の近所の皆さんに、取り壊しから始まって、今整地が始まっていますけれども、そういうことも含めて隣近所の皆さんにはこういうふうな計画で進めますけれども、よろしくね程度なのでは、ご挨拶もしていただいているという認識でいいのかどうかだけ確認をします。

（企画部参事兼財政課長）市側からのお願いとしては、そういったことも当然きっちりしっかりやってくださいということでお願いをしております。

(竹田) 最後、59ページです。市債の鴻巣駅東口駅通り地区再開発事業債と、繰越明許になった5,040万ですけれども、地方債でどこの部分が地方債なのか、トータルで見るとちょっと非常に難しいのですけれども、決算資料で出していただいた中で、これ全員の皆さんに配付されていると思うのですけれども、資料ナンバー4は、これ平成30年度で、あとナンバー7との関係で、この間いろいろ建設工事とか、補償費とか、公共事業とかとあるのですけれども……

(委員長) どれですか。

(竹田) 決算。

(議会運営委員会で請求した資料だろうの声あり)

(竹田) そうそう。皆さんのところ行っていますよね。この中で、いわゆる駅前通りの再開発事業に関する地方債の部分というのはこの中のどこの部分なのかということで、ちょっと教えていただきたい。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時58分)



(開議 午後2時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き再開いたします。

(企画部参事兼財政課長) 市街地の起債につきましては、組合施工でやっている中で、国の補助金、県の補助金、それと市の補助金部分とあります。実際には市が補助金として支出をした部分に対して充当率を掛けて計算しておりますので、実際にはどこの工事の分、どこの備品の分とかという内訳は実はございませんで、補助金に対する起債ということになっております。

(竹田) ということは、ナンバー4で見ますけれども、これ補正の中で今回電線共同溝工事というのは社会資本整備で一般会計から、これが国の補助事業になったので変えていると思うのですけれども、トータルでいうと約11億円、市は補助金として出しているわけですよ。そうした

中で、地方債というのはこの11億円の中の、例えば約3割とか、約5割とかという、その財源というのはどのくらいになるのでしょうか。この金額からいうと約3割というふうに見ていいのかどうか、ちょっとこの確認します。

(企画部参事兼財政課長) 補正予算の中身ということになると思うのですが、11億3,450万のうち、国の補助金が5億2,100万、県の補助金が1億5,666万6,000円です。地方債につきましては、1億3,380万ということになっております。

(竹田) ちょっと表現が悪いかもしれないのですが、今回決算の内訳とすれば、約2億4,170万円が地方債、市債として起こしていますよね。そのほかに繰越明許で5,400万で約3億円近く、地方債の繰り越しだから、約3億円だから、市が出すべきこれまでの経費としてかかってきたお金はトータルで14億円くらい。その前のナンバー7を見ると、この間鴻巣駅東口駅通り地区再開発事業の支出額、これは鴻巣市として約14億円出していますけれども、市としたら約3割は地方債として起こしているのでしょうかということをお聞きしたいと。

(何事か声あり)

(竹田) 聞いている質問が悪いのかな。質問の仕方が悪いのか、問題意識が悪いのか。

(委員長) わかりますか。補正の質問ではないですよ。

(竹田) あと、ちょっとごめんね。平成29年度で起こした地方債は2億4,170万と繰越明許でやって、約3億円だということだから、平成29年度の総事業費のうちの何割に当たりますかと聞けばいいのだね。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時05分)

---

(開議 午後2時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(企画部参事兼財政課長) お手元の議運の請求資料のほうでは14億とい

う数字が出ているかと思うのですけれども、起債の対象事業費という中では、道路とかの工事部分に当たる公管金と言われている部分がございます。その部分というものが現年分、平成29年度に関しましては事業費が2億7,815万6,680円ということで出ております。それに対しまして控除財源が、国、県等を差し引いて、その残りに対して充当をしているという形になります。ですので、2億7,815万6,680円から控除財源2,365万円を差し引いて、残り95%の充当率を掛けて求めたものが2億4,170万という形になっております。ですので、こちらの資料とリンクというところとちょっと非常にわかりづらくてすぐ答えが出せなかったのですけれども、対象事業費としてはこの14億の中のうちの2億七千八百何がしか今回の起債対象の事業費になっております。主なものとしては市道に当たる部分、あるいは公園に当たる部分ということで、その事業費に対して95%の充当率を掛けているという形になっております。

それと、あと繰越明許の部分につきましては、国の補正予算債ということで、充当率が100%のものになっております。実際の該当事業費としては1億1,200万が該当事業費になっておりまして、そのうちの6,160万円が国庫の支出金になっております。その差額として、差し引くと5,040万ということで今回起債を借り入れているというのが起債の借り入れ内容になっております。

ですので、済みません、これの何割というお答えにはちょっとないかと思うのですけれども、実際には起債の経費というのはそのような形で計算して算出しております。

以上になります。

(委員長) そのほか質疑ございませんか。

(なし)

(委員長) それでは、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時11分)



(開議 午後2時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長から発言の追加の申し出がありましたので、許可いたします。

(企画部参事兼財政課長) 済みません。中野委員さんの自動販売機等使用料の中で、電気料の関係なのですけれども、子メーターのついている、ついていないが不明だったものですから、確認をさせていただきました。その結果としましては、全て子メーターがついていて、実費をいただいていると。ただ、ATMに関しましては建屋がある施設ですので、両方のさいしんさんとりそな銀行さんが直接電気料をお支払いしているという形になっております。

以上でございます。済みませんでした。

(委員長) よろしいでしょうか。ご了承願います。

なお、字句について、その他整理について、委員長に一任願います。

続きまして、議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳出について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で歳出の説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

(散会 午後3時22分)